

生活課題解決支援事業実施要領

平成 26 年 7 月 25 日 制定
平成 27 年 4 月 1 日 第 1 次一部改正
平成 31 年 4 月 1 日 第 2 次一部改正

1 目的

本事業は、共同募金の期間拡大を活用した「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」により、地域の課題を解決するための活動を推進するとともに、地域から孤立（社会的孤立）する人たちを地域の一員として包み支え合う仕組みづくりの構築を推進することを目的とする。

孤立（社会的孤立）とは
＝ 地域において、家族、友人、近隣の人々などとの交流が乏しい状態にあること。

2 事業実施年度

募金年度の翌年度

3 助成対象団体

- (1) 県内の社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会
- (2) 地域の福祉向上を目的に活動している県内の NPO 法人、ボランティア団体及び町内会・自治会等の住民団体で、次の要件を満たしているもの
 - ① 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
 - ② 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
 - ③ 定款、会則、規約（又はこれに準じるもの）が整備されていること。
 - ④ 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
 - ⑤ 課題解決の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として自ら募金の呼び掛けができること。

4 助成対象活動

- (1) 地域から孤立をなくすための活動

いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動や居場所づくり、経済的困窮者のための中間的就労のための活動、障がいがある人の就労の場づくり、ドメスティックバイオレンス（DV）被害者のシェルター運営、不登校や生活困窮家庭の子どものためのフリースクール、ホームレスへの支援、災害からの広域避難者に対する支援、チャイルドラインなどの相談支援活動、セルフヘルプ活動、課題を抱える当事者同士のネットワーク活動、孤立をなくすための仕組みづくり（相談支援、調査、講座開催、関係機関のネットワークづくり）等

- (2) 東日本大震災被災地の復興に向けた支援活動

被災者の孤立を防ぐ活動、生活支援、コミュニティ形成のための活動等

- (3) その他生活課題、地域課題の解決に取り組む活動

過疎対策、子育て支援、自殺防止、犯罪被害者支援、権利擁護、地域活性化、災害対策等の課題に取り組む活動

5 助成対象経費

対象事業のために必要な会議費、研修費、講師謝礼、旅費、人件費、機器・備品購入費（ただし、助成金の 30% を上限とする。）、消耗品費、通信費、印刷費、運搬費等

なお、次の経費は助成対象外とする。

- ・ 懇親会経費（懇親飲食代等）
- ・ 団体の運営に関する経常的な経費（事務所賃借料、光熱水費等）及び人件費
- ・ その他事業とは直接関係しない経費

6 助成額等

(1) 申請額

1 団体当たりの助成申請額は、20 万円以上 200 万円以内とし、助成枠を 10 団体程度とする。

(2) 助成額

団体に寄せられた募金額に、次の金額を加算し助成する。

団体に寄せられた募金額	共同募金会からの加算額
5 万円未満	なし
5 万円以上 10 万円未満	5 万円
10 万円以上 20 万円未満	10 万円
20 万円以上 40 万円未満	20 万円
40 万円以上	団体に寄せられた募金額と同額（ただし、50 万円を上限とする。）

(3) 事務手数料

募金の入金管理や資材作成に係る事務手数料として、団体に寄せられた募金額の 10%を各団体から受け入れる。

ただし、募金額 20 万円未満の場合は不要とし、事務手数料の上限額は 10 万円とする。

7 助成申請

助成金の交付を受けようとする団体は、「生活課題解決支援事業助成申請書（様式 1）」に次の書類を添付し、岩手県共同募金会（以下、「本会」という。）に提出するものとする。

- (1) 定款、会則、規約（又はこれに準じるもの）
- (2) 前年度事業報告書・収支決算書（前年度に事業実績がある場合）
- (3) 当該年度事業計画書・収支予算書
- (4) その他本会が特に必要とする関係書類

8 助成事業の採択

本会は助成申請書受理後、当該申請事業に係る審査を行い、助成事業に採択された団体に対し内定通知を行うものとする。

内定通知を受けた団体は、「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」実施要領に基づき、当該募金活動に取り組まなければならないものとする。

9 助成額の決定

「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」終了後、実績額に基づき助成額を決定し、団体に対し助成決定通知を行うものとする。

10 助成金の交付

助成金の交付は原則前金払とし、決定通知を受けた団体は、速やかに次の書類を本会に提出し、当該事業を実施するものとする。

- (1) 事業の実施に関する誓約書（様式 2）
- (2) 事業実施計画書（様式 3）
- (3) 助成金交付申請書（様式 4）

11 助成事業の変更

決定通知を受けた団体において、助成事業に次に掲げる事項の変更が生じた場合は、「事業変更申請書（様式 5）」を本会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の変更
- (2) その他必要な変更

12 助成事業の完了報告

決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後 1 か月以内に、「完了報告書（様式 6）」に添付書類を添えて、本会に提出するものとする。

なお、助成金に剰余金が生じていると認められる場合は、剰余金を本会に返還するものとする。

13 助成決定の取消し及び助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わない場合又は本会が不相当と認めた場合

14 助成事業の広報

助成金で購入した機器等には、必ず「標識シール（ステッカー）」を貼付するものとする。

また、「赤い羽根共同募金」による助成事業であることを、団体の広報紙、会報、ホームページ等を活用して積極的に広報し、広く地域に公表するものとする。

15 その他

本要領に定めがない事項については、「社会福祉法人岩手県共同募金会共同募金助成要綱」によるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。